

## 国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

「忙しくて・・・」「つい、うっかり・・・」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付は、便利で安心、確実な『口座振替』又は『クレジットカード納付』をお勧めします。

### 『前納割引制度』等を利用するとおトクです！

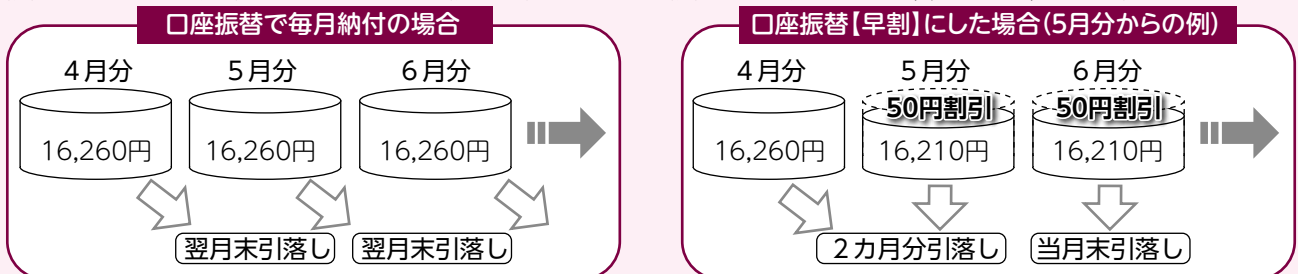
#### ☆一番おトクな納付方法は・・・『口座振替2年前納』

2年度分の保険料をまとめて納める制度で、毎月納付する場合に比べ、2年間で15,000円程度の割引になります。

(参考：平成28年4月における2年前納の割引額は15,690円です。)

#### ☆毎月納付でも『口座振替【早割】』なら・・・

納付期限より1カ月早く口座振替により納める制度で、毎月納付に比べ毎月50円(年間600円)の割引になります。



※上記の保険料は平成28年度の額です。

#### ☆その他、6ヶ月前納や1年前納もあります。

(割引額は、平成28年度、29年度保険料による金額です。)

平成28年度 振替方法別割引額	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分		2年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付(納付書による現金・クレジットカード納付及び翌月末振替の口座振替)	16,260円	—	97,560円	—	195,120円	—	393,000円	—
毎月振替【早割】(当月末振替の口座振替)	16,210円	50円	97,260円	300円	194,520円	600円	391,800円	1,200円
6ヶ月前納(現金・クレジットカード納付)	—	—	96,770円	790円	193,540円	1,580円	389,840円	3,160円
6ヶ月前納(口座振替)	—	—	96,450円	1,110円	192,900円	2,220円	388,560円	4,440円
1年前納(現金・クレジットカード納付)	—	—	—	—	191,660円	3,460円	386,080円	6,920円
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	191,030円	4,090円	384,820円	8,180円
2年前納(口座振替)	—	—	—	—	—	—	377,310円	15,690円

※一部免除(一部納付)されている方は、口座振替の前納制度はご利用いただけません。

**平成29年度分保険料の口座振替による前納(2年前納、1年前納、4月～9月の6ヶ月前納、)の申し込み期限は平成29年2月28日です。ご希望の方は早急に手続きを！**

**平成29年4月より、これまでの口座振替に加え、新たに現金・クレジットカード納付による2年前納が始まります。**

**現金・クレジットカード納付による「2年前納」の割引額は、毎月納付する場合に比べ、2年間で15,000円程度となる予定です。**

口座振替・クレジットカードをご希望の方は、納付書、年金手帳、通帳、金融機関届出印、クレジットカードをご持参のうえ、ご希望の金融機関または役場保健福祉課、年金事務所へお申し出ください。

問合せ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115(内線166) 告知端末機：5-8815